

議案第 1 4 8 号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例を廃止する条例の制定
について

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例を廃止する条例を次のよう
に定める。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例を廃止する条例

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例（平成 1 3 年さいたま市条
例第 5 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前のさいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例
によるさいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計に係る平成 2 3 年度の収
入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。